

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当	
不利益処分名	徳島市立体育館・徳島市立スポーツセンター・徳島市B&G海洋センター体育館・徳島市陸上競技場・徳島市民吉野川運動広場・徳島市民島田運動広場・徳島市民吉野川北岸運動広場・徳島市民勝浦川運動広場・徳島市民城内庭球場・徳島市田宮公園プール・徳島市B&G海洋センタープール・徳島市B&G海洋センター舟艇施設・徳島市球技場の利用の承諾の取消し等	
根 拠 法 令	徳島市体育施設条例	
根 拠 条 項	第14条	
連 絡 先	公益財団法人徳島市体育振興公社 徳島市立体育館 (電話654-5188) 徳島市立スポーツセンター (電話665-5171) 徳島市B&G海洋センター体育館 (電話662-4535) 徳島市陸上競技場 (電話631-1477) 徳島市民吉野川運動広場 (電話654-5188) 徳島市民島田運動広場 (電話654-5188) 徳島市民吉野川北岸運動広場 (電話665-5171) 徳島市民勝浦川運動広場 (電話662-4535) 徳島市民城内庭球場 (電話654-5188) 徳島市田宮公園プール (電話654-5188) 徳島市B&G海洋センタープール (電話662-4535) 徳島市B&G海洋センター舟艇施設 (電話662-4535) 徳島市球技場 (電話644-1888)	
処 分 基 準	基 準	利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 体育施設の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。 (5) 利用の承諾に付した条件に違反したとき。 (6) 偽りその他不正の手段により利用の承諾を受けた事実が明らかとなったとき。 (7) 徳島市体育施設条例若しくは徳島市体育施設条例施行規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定 (令和 6年 2月 1日最終変更)

処分基準	基準	
------	----	--